



# 「危険ドラッグ」は「亡国ドラッグ」

参議院議員  
名誉顧問  
藤井基之



最近、**脱法ドラッグ**を使用して車を運転していたドライバーが相次いで交通事故を起こし、大きな社会問題となりました。厚生労働省、警察庁は、脱法ドラッグについてもっと強い警告を発するために、今後は**危険ドラッグ**と呼ぶことすると発表しました。

**危険ドラッグ**とは、覚醒剤や大麻等の規制薬物と類似した作用を持つ化学物質を混入させたもので、乾燥した植物片、粉末や液体等の形状のものがあり、「合法ハーブ」「アロマ」「リキッド」「お香」等と称して販売されています。

実際の使用例を見ると、覚醒剤のような神経興奮作用、あるいは逆に抑制作用、錯乱、幻覚作用などが発現しており、「嘔吐が止まらない」「突然暴れ出す」「意識が朦朧となる」などの症状が出ることで報告されています。最近では、危険ドラッグを使用した人に「横紋筋融解症」が発症、死亡した例もあることが報告されて

います。横紋筋融解症は、骨格筋の壊死、筋細胞中の成分が血液中に浸出、筋肉が障害されて筋肉痛や脱力感、腎不全等の症状があらわれる病気です。体への影響は麻薬や覚醒剤と変わらず、場合によっては麻薬や覚醒剤より危険な成分が含まれていることもあるといわれています。

問題なのは、**危険ドラッグ**と一口に言っても、実は、「何が入っているか、調べてみなければわからない」こと、「使ってみないとどんな症状が出るかわからない」ということです。危険ドラッグの密売者は、「手当り次第」に麻薬あるいは覚醒剤的な作用を持つ薬物を混入させている、からです。

**脱法ドラッグ**すなわち**危険ドラッグ**が、わが国で社会的な問題となり始めたのは、平成に入ってからです。それまでは、日本では、麻薬、覚醒剤、そして大麻などの薬物の乱用が主でした。しかし、平成に入ると、インターネット

トを通じて覚醒剤、新たな麻薬MDMAなどの薬物が通信販売され、若者の間に広がるようになりました。そして、それらに加え、興奮作用や幻覚作用などを持つ植物系の薬物や、**ケミカル**（化学物質の意味）などと称する新たな薬物が登場してきたのです。ネットだけでなく、街のアダルトショップ、香料店、雑貨店などでも、合法ドラッグと称して販売され、若者たちの間に広がっていききました。モルヒネやMDMAなどは、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤は覚醒剤取締法、大麻は大麻取締法により不正な製造、販売、所持、使用等が規制されています。しかし、新たな薬物は、麻薬にも覚醒剤にも該当せず、何ら規制はかからない。だから、合法だ、というわけです。しかし、見かけは**芳香剤**、**お香**などの形を取りながら、実は興奮作用や幻覚作用を持つ薬物が含まれており、若者たち

の間で乱用されるようになったのです。

このため、平成十八年、薬事法が改正され、「指定薬物」制度が設けられました。麻薬にも覚醒剤にも該当しないが、興奮作用、幻覚作用などを有し、乱用される恐れが高いと判断される薬物を厚生労働大臣が「指定薬物」に指定し、その製造、輸入、販売等を規制することとしたのです。

これにより、**合法ドラッグ**の乱用が収まるかと思われました。ところが、薬事法で指定された「指定薬物」の化学構造の一部を少しだけ変えた新薬物が次々と販売されるようになりました。まさに、法の抜け道をさぐる「脱法」ドラッグです。

そこで平成二十五年二月、厚生労働省は、化合物一つ一つを指定する方式ではなく、「包括指定」を採用しました。

興奮作用や幻覚作用を持つ化合物は、化学構造の基本部分は同じで付随的な部分が少ないだけのものが多くあります。そこで、その「基本構造」をもって「指定薬物」にする、という方式を取ったのです。少しぐらい化学構造は違っても基本構造が同じものであれば、一網打尽にできるわけです。この包括指定により、一三〇〇品目もの乱用の恐れのある化合物が一気に「指定薬物」に指定されました。しかし、こうして規制を強化してもなお、法の網の目をくぐって新たな危険ドラッグは出てきます。

厚生労働省の研究班の調査では、危険ドラッグを使ったことがある人が国内で約四十万人に上ると推計されるということです。

**危険ドラッグ**の呼称は一般から公募したのですが、寄せられた案の中には、**死人ドラッグ**、**破滅ドラッグ**、**殺人ドラッグ**、**錯乱ドラッグ**などの名前もあったそうです。これら提案された名前は、いずれも**危険ドラッグ**の本質を現しています。

**危険ドラッグ**は、将来を担う若者の身体を、そして心まで滅ぼしてしまう**魔薬**、**亡国ドラッグ**です。これを撲滅するためには、国民皆がその恐ろしさ、危険性を認識することが第一です。

## 藤井 基之

- 生年月日 昭和22年3月16日
- 選挙区 参議院比例区
- 当選回数 2回
- 出生地 岡山県岡山市
- 趣味 音楽・読書
- 個人ホームページ <http://www.mfujii.gr.jp/>

●その他 薬学博士・薬剤師

●私の政治信条

私の政策の柱はA(エイジフリー)B(バリアフリー)D(ドラッグフリー：薬物乱用のない社会)社会創りです。

高齢者も、障害を持つ方も、国民誰もが安心して暮らし、元気で生活を送ることのできる長寿社会を創るために何が必要か、を政治活動の根底においています。

好きな言葉「昨日の夢は、今日の希望、そして明日の現実」

●活動報告

参議院厚生労働委員会理事として、食品安全確保のための食品衛生法改正、健康増進法改正、薬事法改正、薬剤師法改正、クリーニング業法改正、国民年金法改正等に関与。

●経歴

- 昭和37年 岡山大学教育学部附属中学校卒業
- 昭和40年 岡山県立岡山操山高等学校卒業
- 昭和44年 東京大学薬学部薬学科卒業
- 昭和44年 厚生省入省
- 平成9年 厚生省退官
- 平成9年 財団法人ヒューマンサイエンス 振興財団 専務理事
- 平成12年 日本薬剤師連盟 副会長  
社団法人 日本薬剤師会 常務理事
- 平成13年 参議院議員(1期目)
- 平成16年 厚生労働大臣政務官  
(平成16年9月～平成17年11月)
- 平成19年 日本薬剤師連盟 顧問
- 平成22年 参議院議員(2期目)
- 平成23年 参議院政府開発援助等に関する特別委員会 委員長
- 平成24年 自由民主党広報本部 副本部長  
広報本部新聞 出版局長
- 平成25年 自由民主党党紀委員会 委員  
裁判官弾劾裁判所 裁判員
- 現在 原子力問題特別委員会 委員長

●その他

- 慶應義塾大学薬学部 客員教授
- 昭和大学薬学部 客員教授
- 東邦大学薬学部 客員教授
- 新潟薬科大学 客員教授
- 京都薬科大学 客員教授
- 近畿大学薬学部 客員教授
- 千葉大学薬学部 非常勤講師